

入札説明書

この入札説明書は、令和3年2月16日付け地方独立行政法人北海道立総合研究機構水産研究本部稚内水産試験場公告第2号により公告した一般競争入札(以下「入札」という。)に関する説明書である。
この入札を次のとおり実施する。

1 契約担当者等

地方独立行政法人北海道立総合研究機構 理事長 田中 義克

2 入札に付す事項

- | | |
|---------------|--|
| (1) 契約の目的の名称 | 令和3年度稚内水産試験場庁舎及び構内警備並びに機械設備の運転と保守点検業務 一式 |
| (2) 契約の目的の仕様等 | 別紙契約書(案) 及び業務処理要領(案)による。 |
| (3) 契約期間 | 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。 |
| (4) 履行場所 | 北海道稚内市末広4丁目5番15号
地方独立行政法人北海道立総合研究機構水産研究本部稚内水産試験場 |

3 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 地方独立行政法人北海道立総合研究機構契約事務取扱規則(平成22年4月1日規程第48号。以下「取扱規則」という。)第3条に掲げる者(未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。)でないこと。
- (2) 取扱規則第4条の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 北海道又は道総研が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 暴力団関係事業者等であることにより、北海道又は道総研が行う競争入札への参加を除外されないこと。
- (5) 暴力団関係事業者等でないこと。
- (6) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ア 道税(個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。)
 - イ 本店が所在する都府県の事業税(道税の納税義務がある場合を除く。)
 - ウ 消費税及び地方消費税
- (7) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと(当該届出の義務がない場合を除く。)。
 - ア 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出
- (8) 平成30年北海道告示第721号、令和元年北海道告示第756号又は令和2年北海道告示第676号に規定する庁舎等警備の資格を有すること。
- (9) ボイラー等運転及び庁舎等警備業務を営み、資格審査の申請をする日の属する年度の直前2営業年度(当該営業年度が24月に満たない場合は24月分)の決算において1の(1)に定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。
- (10) 稚内市内に本社、支社又は営業所等の営業拠点を有すること。

4 資格要件の特例

中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)、中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)又は商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)の規定に基づき設立された組合又はその連合会(以下「中小企業組合等」という。)が経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、3の(9)に掲げる契約の履行経験等の資格要件にあっては、当該組合の組合員(組合が指定する組合員)が契約を締結し履行した経験等を含めることができる。

5 制限付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定を準用した制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、3の(9)から(10)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和3年2月16日(火)から令和3年3月5日(金)まで
(日曜日、土曜日及び国民の祝日にに関する法律(昭和23年法律第178号に規定する休日を除く)の毎日午前9時00分から午後5時00分まで)

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 097-0001 北海道稚内市末広4丁目5番15号
道総研水産研究本部稚内水産試験場総務部総務課
電話番号 0162-32-7177

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

6 契約条項を示す場所

5の(1)のウに同じ

7 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 北海道稚内市末広4丁目5番15号
道総研水産研究本部稚内水産試験場大会議室
- (2) 入札日時 令和3年3月17日(水)午前10時00分
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

8 入札保証金

(1) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額(消費税及び地方消費税相当額を含む)の100の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債、その他道総研が確実と認める担保を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除等は、地方独立行政法人北海道立総合研究機構契約事務取扱規則(平成22年4月1日規程第48号。以下「取扱規則」という。)第9号各号の定めるところによる。

9 契約保証金

- (1) 契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える国債、地方債、その他道総研が確実と認める担保を納付すること。
- (2) 契約保証金の納付の免除等は、取扱規則第37条の定めるところによる。

10 郵便等による入札の可否

認める

(1) 入札書提出場所 北海道稚内市末広4丁目5番15号
道総研水産研究本部稚内水産試験場総務部総務課

(2) 入札書受付期間 令和3年2月入札資格審査の結果を通知した日から令和3年3月15日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日にに関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)当該入札受付期間の最終日15:00までに必着。

(3) 開札場所 6(1)に同じ
(4) 開札日時 6(2)に同じ

11 落札者の決定方法

取扱規則第19条に規定する場合を除き、同規則第10条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

12 落札者と契約の締結を行わない場合

- (1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより北海道及び道総研が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- (2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約の締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

13 契約書作成の要否

要

14 その他

- (1) 入札無効
開札の時において、3に規定する資格を有しない者のした入札、取扱規則第15条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 最低制限価格
取扱規則第20条の規定による最低制限価格を設定している。
- (3) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。
- (4) 入札説明書の交付に関する事項
ア 交付場所 5の(1)のウに同じ
イ 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、稚内水産試験場のホームページ(<http://www.fishexp.hro.or.jp/exp/wakkanai/>)において、ダウンロードすることができる。
- (5) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名称 道総研水産研究本部稚内水産試験場総務部総務課
イ 所在地 郵便番号 097-0001 北海道稚内市末広4丁目5番15号
電話番号 0162-32-7177
- (6) 前金払
前金払はしない。
- (7) 概算払
概算払はしない。
- (8) 部分払
部分払はしない。
- (9) 郵便等による入札をした者は、開札日時に開札場所にいない限り、再度入札に参加することができない。
- (10) 入札の執行
初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

- (11) 入札の取りやめ又は延期
この入札は、取りやめること又は延期することがある。
- (12) 入札執行の公開
この入札の執行は、公開する。
- (13) 債権譲渡の承諾
この契約の相手方となった者（以下「契約者」という。）が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約者が債権譲渡承諾依頼書を道総研に提出し、道総研が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。なお、承諾依頼に当たっては、道総研が指定する様式により依頼すること。
- (14) その他
この説明書のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。